5　保育料（利用者負担額）

（１）幼児教育･保育の無償化

令和元年１０月からの幼児教育･保育の無償化により、保育所等を利用する２号認定（３歳児から５歳児）のお子様と、市区町村民税非課税世帯の３号認定（０歳児から２歳児）のお子様の保育料は無料になりました。

ただし、２号認定のお子様は無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた副食費（おかず、おやつ等）が、実費負担となります。

※年度途中に３歳を迎えたお子様は、３号認定から２号認定になります。しかし、**保育料については、３歳に達した日以後の最初の３月３１日までは無料とならず、３号認定の保育料が適用されます。**

（２）保育料の算定や副食費徴収区分の決定

３号認定（０歳児から２歳児）の保育料は、保護者の市民税所得割の合計額を基に算定します。なお、４月から８月は前年度の、９月から３月は当年度の市民税所得割の額に基づき算定します。

２号認定（３歳児から５歳児）は、副食費の徴収区分を決定します。

ひとり親世帯は、母または父のみの所得割額のみが算定の基となりますが、祖父母と同居している場合は、祖父母も算定の対象となる場合があります。

市民税の申告をされていない、または必要な課税状況の確認書類の提出がない場合は、最高階層（Ｄ９）の保育料となります。その後に申告が完了した場合や確認書類の提出があった場合は、届出のあった翌月から算定後の保育料が適用されます。

※保育料の算定においては、各種税額控除（住宅借入金等特別控除、寄附金控除、配当控等）の適用前の市民税所得割額で算定します。

（３）保育料基準額表　※令和９年度の基準額表であり、今後改正される場合があります。

①所得割57,700円未満の場合

階層区分		２号（３歳児～）※満３歳に達する日以後の最初の４月１日から		３号（０～２歳児）※満３歳に達する日以後の最初の３月31日まで	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	・基本保育料⇒０円 ・副食費⇒免除		0	0
B	市民税均等割 非課税世帯			0	0
C1	市民税所得割 非課税世帯			11,500	11,300
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満			14,500	14,300
D1-1	市民税所得割課税額 57,700円未満			20,500	20,100

◆多子世帯の保育料軽減

世帯内の年齢が１番上（年齢制限なし）のお子様から第１子、第２子･･･と数え、第２子は保育料基準額の半額、第３子以降は無料となります。

（例）

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小１	小２	小３	小４～
第3子		第2子					第1子		
無料		半額							

②所得割57,700円以上の場合

階層区分		２号（３歳児～） ※満３歳に達する日以後の最初の４月１日から		３号（０～２歳児） ※満３歳に達する日以後の最初の３月31日まで	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
D1-2	市民税所得割課税額 65,000円未満	・基本保育料⇒０円 ・副食費⇒実費負担 （同一世帯内の小学校就学前の子どものうち、３子目以降の場合は副食費免除）		20,500	20,100
D2-1	市民税所得割課税額 77,101円未満			23,000	22,600
D2-2	市民税所得割課税額 80,000円未満			23,000	22,600
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満			25,500	25,100
D4	市民税所得割課税額 120,000円未満			32,000	31,400
D5	市民税所得割課税額 141,000円未満			35,700	35,100
D6	市民税所得割課税額 169,000円未満			39,500	38,900
D7	市民税所得割課税額 230,000円未満			43,500	42,600
D8	市民税所得割課税額 301,000円未満			47,500	46,600
D9	市民税所得割課税額 301,000円以上			51,500	50,300

◆多子世帯の保育料軽減

小学校就学前のお子様から第１子、第２子･･･と数え、第２子は保育料基準額の半額、第３子以降は無料となります。なお、小学校就学前のお子様のうち、保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所等の利用者のみがカウントの対象となります。

（例）

			無償化対象							
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小１	小２	小３	小４～
第３子		第２子			第１子	→			
無料		半額			無料	小１以上はカウントしない			

③ひとり親・障がい者等世帯で所得割77,101円未満の場合

階層区分		２号（３歳児～） ※満３歳に達する日以後の最初の４月１日から		３号（０～２歳児） ※満３歳に達する日以後の最初の３月31日まで	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
BG	市民税均等割 非課税世帯	・基本保育料⇒０円 ・副食費⇒免除		0	0
C1G	市民税所得割 非課税世帯			8,000	7,800
C2G D1-1G D1-2G D2-1G	市民税所得割課税額 77,101円未満			9,000	8,800

◆多子世帯の保育料軽減

世帯内の年齢が１番上（年齢制限なし）のお子様から第１子、第２子･･･と数え、第２子以降は無料となります。

（例）

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小１	小２	小３	小４～
第3子		第2子							第1子
無料		無料							

（４）県独自の多子世帯保育料軽減事業

Ｄ１-２階層からＤ３階層に属する満18歳未満の児童（18歳に達した日から最初の3月31日までの間を含む。）を３人以上扶養している世帯は、県独自の多子世帯保育料軽減事業の対象となり、以下のとおり保育料が軽減されます。

①小学１年から満18歳未満のお子様が１人以上おり、保育所等に入園しているお子様が２人以上いる場合の２人目の保育料→半額

（例）Ｄ2-１階層の場合（保育標準時間）

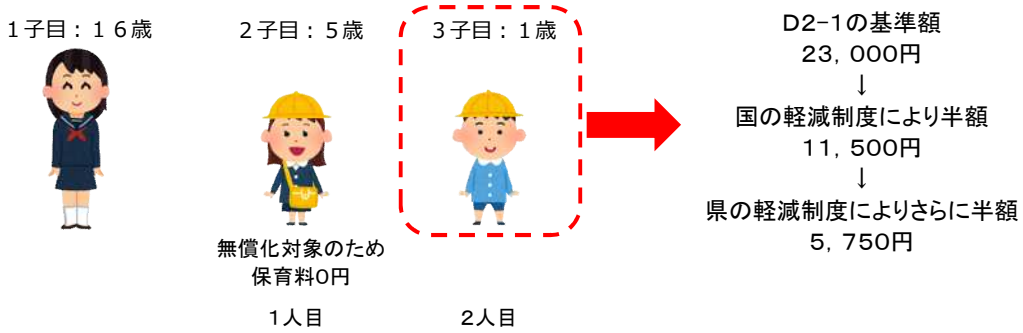

②小学１年から満18歳未満のお子様が２人以上おり、保育所等に入園しているお子様が１人または２人以上入園している場合の１人目の保育料→２／３（２人目は半額、３人目以降無料）

（例）Ｄ３階層の場合（保育標準時間）

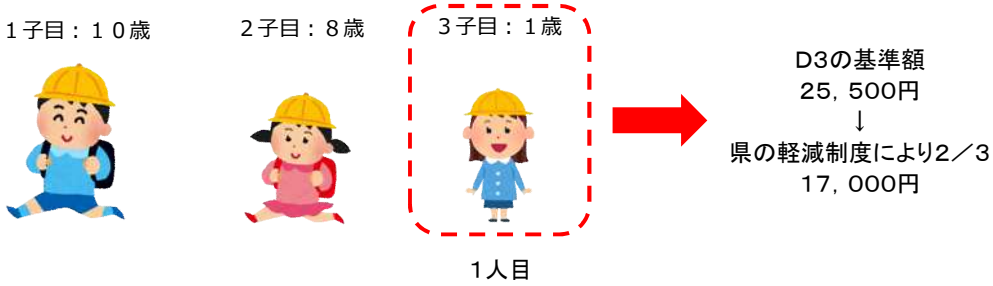

（５）保育料等の変更時期

①９月

毎年９月に保育料の階層の見直しを行います。

これにより、０～２歳児の場合は保育料の増減、３～５歳児の場合は副食費が徴収から免除に、または免除から徴収に変更が生じる場合があります。

また、「（４）県独自の多子世帯保育料軽減事業」（以下「軽減措置」といいます。）に新たに該当する場合や該当しなくなることで、保育料が増減する場合があります。

令和９年					令和１０年						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和８年度市民税 （令和7年1月1日～12月31日の所得）					令和９年度市民税 （令和８年1月1日～12月31日の所得）						

②４月

毎年４月に軽減措置について見直しを行います。

小学１年生になる兄や姉がいる場合等は、保育料の軽減がなくなり、４月からの保育料が３月までの保育料に比べ増額となる、副食費が「免除」から「徴収」に変更となる場合があります。

また、軽減措置の区分変更やこれに該当しなくなる場合、４月からの保育料が増額となります。

③随時

保育必要量の変更、婚姻や離婚に伴う世帯状況の変更または修正申告による市民税額の変更があった場合は、届出のあった翌月から保育料および副食費の徴収区分の変更を行います。

（６）日割り計算

月の途中で入園または退園した場合は、保育料は日割りによって計算されます。

なお、欠席した場合は、日数・期間に関わらず、保育料の日割りによる計算の対象とはなりません。

◆月途中入園の場合

月額保育料　×　入園日から月末までの開園日数　÷　２５日

◆月途中退園の場合

月額保育料　×　月初日から退園日までの開園日数　÷　２５日

開園日数・・・日曜日・祝日を除いた日数

（７）保育料の納入

【保育所】

保育所を利用する場合は、公立・私立に関わらず、保育料は市に納入することになります。

納入方法は、納付書、口座振替およびスマートフォン決済アプリがあります。市では、納め忘れのない口座振替をお勧めしています。

口座振替の申込みは、口座取引のある金融機関窓口で直接手続きを行ってください。

※２号認定（３歳児から５歳児）の副食費は、施設に納入することになりますので、納入方法は、施設にご確認ください。

【認定こども園または小規模保育事業所】

保育料および副食費ともそれぞれの施設に納入することになりますので、納入方法等の詳細は施設にご確認ください。

（８）保育料の減額または免除

災害（地震、風水害、火災等）により住居（家）、家財に被害を受けた場合や、入園中のお子様または保育料の納入義務者が病気やけがにより１か月以上入院する場合は、必要な書類を添えて申請することにより保育料が減額または免除となる場合がありますので子育て支援課にお問い合わせください。